

令和6年8月7日（水）

# 介護予防・日常生活支援総合事業における緩和型サービスの 創設について

保健福祉部介護保険課

## 介護予防・日常生活支援総合事業における緩和型サービスの創設について

### 1 事業の目的

市民ニーズに対応した介護予防・重度化防止に資するきめ細かなサービスを提供するため、サービス内容や人員基準の要件を緩和した訪問型・通所型サービスを創設し、高齢者の安心安全な生活を確保する。

### 2 当市が創設する緩和型サービスの内容

#### (1) 訪問型サービス

項目	緩和型の内容	
対象者	身体介護は必要ないが、生活機能の低下があり、生活援助が必要な高齢者（要支援1・2、総合事業対象者）	
サービス内容	生活援助（掃除・洗濯・買い物など） ・独居者等が退院直後自宅での生活に不安を感じるような状況であり、リハビリテーション等の他のサービスを並行して利用する等、重度化防止のためのプランの一部としてのサービス ・利用は最長でも6カ月	
提供時間	所要時間20分以上45分未満	所要時間45分以上
報酬単価 (1単位10円)	1回あたり200単位	1回あたり225単位
利用回数	週1回（ひと月最大4回）	
サービス事業者	法人(申請により事業者を指定) ※法人格を有していない場合であっても、人員基準、設備及び運営基準等を満たしている事業者であればこの限りでない。	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者：1名 ※業務に支障がない場合、ほかの職務又は同一敷地内の他の事業所等の兼務に従事可能。</li> <li>・サービス提供責任者：1名</li> <li>・介護職員：常勤換算で2.5名以上 ※介護職員の資格要件緩和のため「一定の講習等を受講した者」が従事できるものとする。</li> </ul>	
設備及び運営基準	介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する基準を準用	

## (2) 通所型サービス

項目	緩和型の内容	
対象者	身体介護は必要ないが、生活機能の低下があり、生活援助が必要な高齢者（要支援1・2、総合事業対象者）	
サービス内容	交流と食事を主としたサービス	入浴と食事を主としたサービス （入浴介助なし）
提供時間	2～3時間	
報酬単価 (1単位10円)	1回あたり350単位	
利用回数	週1回（ひと月最大4～5回）	
サービス事業者	法人(申請により事業者を指定) ※法人格を有していない場合であっても、人員基準、設備及び運営基準等を満たしている事業者であればこの限りでない。	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者：1名</li> <li>※業務に支障がない場合、ほかの職務又は同一敷地内の他の事業所等の兼務に従事可能。</li> <li>・介護職員：利用者15人までは専従1以上</li> </ul>	
設備及び運営基準	介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する基準を準用 ※ただし、設備については要件緩和のため次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂及び機能訓練室は、合計面積が1.5平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。</li> <li>・必要な設備のうち、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室については、当該サービスの提供に支障がない場合、その全部又は一部を備えないことができる。</li> </ul>	

## 3 報酬単位について（基本報酬）

### (1) 基準緩和訪問型サービス費（事業対象者・要支援1・要支援2）

#### 訪問型サービス費（訪問型サービスA）

- ・ 訪問型サービス 200単位（週1回/20分以上45分未満）
- ・ 訪問型サービス 225単位（週1回/45分以上）

(2) 基準緩和通所型サービス費（事業対象者・要支援1・要支援2）

通所型サービス費（通所型サービスA）

- ・ 通所型サービス 350単位（週1回/2～3時間・入浴（入浴介助なし）と食事）
- ・ 通所型サービス 350単位（週1回/2～3時間・食事と交流）

#### 4 加算及び減算項目について

(1) 加算項目について

国基準に準じて、次の加算項目を設定します。

ア 基準緩和訪問型サービス

- (ア) 介護職員等処遇改善加算
- (イ) 特別地域加算
- (ウ) 中山間地域等における小規模事業所加算
- (エ) 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算

イ 基準緩和通所型サービス

- (ア) サービス提供加算
- (イ) 介護職員等処遇改善加算
- (ウ) 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算

(2) 減算項目について

国基準では設定されている次の減算項目について、基準緩和型サービスでは設定しないものとします。

ア 共通（基準緩和訪問型サービス及び基準緩和通所型サービス）

- (ア) 高齢者虐待防止措置未実施減算
- (イ) 業務継続計画未策定減算
- (ウ) 同一建物減算

イ 基準緩和通所型サービスのみ

- (ア) 送迎を行わない場合の減算

※ サービスコードについては、後日、宮古市ホームページに掲載します。

## 5 サービス事業所になるには

サービス事業所になるには、市からの指定が必要です。

指定申請書類を宮古市介護保険課まで提出してください。(様式は、宮古市ホームページに掲載されています。)

なお、現在、国基準型サービスを提供している事業所であっても新たに指定が必要となります。

## 6 今後のスケジュール

指定申請受付開始 8月下旬

基準緩和訪問型サービス介護職員向け講習会 9月中旬

事業開始 10月1日